

関係団体 各位

埼玉労働局長



平成 30 年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について（要請）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、設備の点検、補修、清掃等非定常作業等が多くなることなどに伴って、労働災害の増加が懸念されます。

このため平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 15 日までの間、「埼玉年末・年始無災害運動」を別添「実施要領」により取組みますので、貴団体におかれましても、その趣旨をご理解のうえ、貴会会員の皆様において特に下記の事項について取組が推進されるようご配慮をお願いします。

記

- 1 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- 2 安全衛生管理体制の確立、確認
- 3 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- 4 メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- 5 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- 6 KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と 5S の徹底
- 7 安全衛生パトロールの実施
- 8 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- 9 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- 10 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- 11 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- 12 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- 13 「Safe Work SAITMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

平成 30 年度埼玉年末・年始無災害運動実施要領

埼玉県内の事業場における本年 10 月末日集計の労働災害発生状況をみると、死亡者数については、全産業で 27 人と前年同期比で 2 人 (8%) の増加、休業 4 日以上之死傷者数についても、全産業で 4,474 人と前年同期比で 362 人 (8.8%) の増加となっている。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等により作業環境が変化しやすくなることに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除を行う際等に非定常作業等が行われることなどに伴って、労働災害の増加が懸念される。

このため、各事業場、職場における年末・年始にかけての安全衛生意識を高め、安全衛生活動を積極的に展開することにより、労働災害を防止するため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無災害運動等との連携により、管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって労働災害の防止を図る。

2 実施期間

平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 1 月 15 日まで

3 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

4 実施者

事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、事業者団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

6 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期における安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ・作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
 - ・作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
 - ・作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (6) KY (危険予知) 活動の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (9) 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- (10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (12) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (13) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

7 重点実施事項

(1) 全業種共通

- ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明
- イ 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
- エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
- オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止
- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(2) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非定常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業

(3) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の安全帯の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 労働安全衛生規則改正された解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び安全帯の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施

(4) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
 - ①荷台からの墜落・転落防止
 - ②フォークリフト、クレーン等の災害防止
 - ③コンベヤーによる災害防止
 - ④ロールボックスパレットによる災害防止
 - ⑤転倒による災害防止
 - ⑥腰痛防止対策
 - ⑦荷崩れ又は荷の落下による災害防止
 - ⑧陸運事業者と荷主との連絡調整

(5) 小売業・飲食店

- ア 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 刃物、脚立、梯子等の正しい使用方法による作業
- エ 「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全推進者の配置
- オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

(6) 社会福祉施設

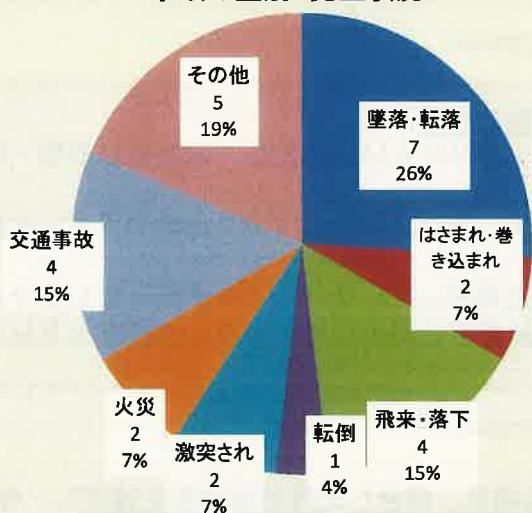
- ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
- イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
- ウ 4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- エ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
- オ 職場の危険箇所の「見える化」の実施

死亡災害(前年比 平成30年10月末集計)

(人)

業種	平成29年	平成30年	増減
製造業	3	7	+ 4
建設業	10	10	+ 0
陸上貨物運送事業	2	2	0
その他	10	8	-2
全産業	25	27	+ 2

事故の型別 発生状況



埼玉労働局管内における労働災害による**死亡者数は平成30年10月末集計で27人**です。

全産業では**前年より2人増加**、建設業では増減なし、**製造業では4人増加**となっています。

事故の型別で見ると、高所からの「**墜落・転落**」が7人、作動中の機械への「**はさまれ・巻き込まれ**」2人、「**飛来・落下**」が4人、「**激突され**」、「**火災**」が各2人、「**交通事故**」が4人「**転倒**」1人、となっています。

死亡災害事例(抜粋)

- ① アパート解体現場にて、壁に立て掛けた梯子に登り、約3メートルの高さにある鉄骨の溶断作業をしていたところ、墜落し死亡したもの。
- ② ドラグショベルを運転し前進させてダンプカーの荷台に載せる途中、バランスを崩して転落し、地面とドラグショベルとの間に上半身を挟まれて死亡したもの。
- ③ 給油車の整備点検中、給油ホースをタンク上部のマンホールから挿入し、灯油とみられる液体を循環させていたところ、突然マンホール付近から出火し、タンク上部でホースを保持していた2名が火災により死亡したもの。
- ④ 備品倉庫で清掃作業を行っていたところ、熱中症により死亡したもの。
- ⑤ 住宅の地質調査にて、ボーリングマシンを使用していたところ、雨合羽の襟が機械に巻き込まれ窒息死したもの。
- ⑥ バイクで夕刊配達中に信号のない交差点を出て道路を横切ろうとしたところ、左から来た乗用車と衝突し、全身を強く打って死亡したもの。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しハーネス型安全帯の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止しましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

荷役作業時の災害防止対策

- 1 予め、従事者の役割分担、運搬物の重量、適切な荷役用具、荷台への昇降方法等を確認し、作業上の安全確保を確実にしましょう。
- 2 フォークリフトによる荷役作業を行う場合、上記に加え、フォークリフト運転者の資格の有無、搬送ルート、フォークリフトの能力、荷台への積み方、従事者相互の合図等を確認しましょう。
- 3 荷役作業場は作業者と車両の通行帯を明示する、死角となる個所にはミラー等で視界を確保する、適切に照明を配置する等、作業環境を整備しましょう。
- 4 荷主と運送事業者との間で、定常的な荷役業務が行われる場合は、相互に安全作業に関する情報を共有するための協議の場を設けましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

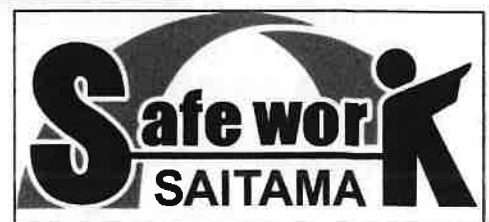
埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成30年度より「埼玉第13次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ

(<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

..... 切り取り線

転倒危険！



コメント

..... 切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 **STOP! 転倒** [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.6万件と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約3倍リスクが増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

STOP! 転倒

[検索](#)